



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社
代表者名 代表取締役社長 乾 康之
(コード番号:9308 東証第一部)
問合せ先 総 務 部 長 加島 昭久
(TEL. 03-5548-8211)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年 5 月14日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年 6 月19日開催予定の当社95回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下「改正会社法」という。)の施行にともない、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 31 条及び第 42 条の一部を変更するものであります。なお、第 31 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 改正会社法の施行に伴い、補欠役員の選任に関する規定の項数が変更されましたので、第 34 条の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 19 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 19 日

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>第31条 (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額による。</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役および監査役会</p> <p>第34条 (任 期)</p> <p>(省 略)</p> <p>②(省 略)</p> <p>③会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>④(省 略)</p> <p>第42条 (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>第31条 (取締役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額による。</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役および監査役会</p> <p>第34条 (任 期)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>②(現行どおり)</p> <p>③会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>④(現行どおり)</p> <p>第42条 (監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>